

石産第 1405-1 号

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

石岡市長 谷島 洋司

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 1 日付け茨城県告示第 530 号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：(仮称) ドン・キホーテ石岡店

住 所：石岡市東石岡一丁目 3398 番 1 外

2. 届出者

株式会社 ヤマダホールディングス

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号



3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
	意見なし

(2) 理由

--	--

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠ってください。

